

監査品質のマネジメントに関する
年次報告書
2025

監査法人ウィズ

目次

I. 監査品質向上に向けた取組み及び事務所概要	
1. 監査事務所の最高責任者からのメッセージ	1
2. 事務所概要	2
II. 経営管理の状況	
1. 品質管理基盤	3
2. 組織・ガバナンス基盤	6
3. 人的基盤	8
4. IT基盤	10
5. 財務基盤	11
6. 国際対応基盤	12
7. その他	13
(別紙) 監査法人のガバナンス・コードの対応状況	14

I. 監査品質向上に向けた取組み及び事務所概要

1. 監査事務所の最高責任者からのメッセージ

監査法人ウィズは、「社会に貢献し、信頼される監査法人を目指して」を目標とし、「ともに(with)、確たる知識をもって(wisdom)」を信念として設立されました。

高品質な監査が要求される現代においてこそ、公認会計士としての基本に立ち返り、資本市場を支える一員として、時代の変化やニーズに対応できるよう、スピード感をもって監査に誠実に取り組んでいきたいと考えております。そのような取り組みこそがクライアント及びステークホルダー等との信頼関係を構築し、ひいては監査品質の維持・向上につながることを認識しております。

また、ワークライフバランスを充実させ、その中で適切な教育・訓練を実施し、一人でも多くの公認会計士を育てることが当法人ひいては業界全体のためになると考えております。そのためには、クライアントのみならず、法人内でのコミュニケーションも怠らず、意見を交わすことができる環境を醸成し、断固たる信念を持ちつつも物事に柔軟に対応し、皆様から選ばれる監査法人を目指してまいります。

目まぐるしいスピードで変化が生じている世の中であるからこそ、皆様に寄り添い、確たる知識を持って業務にあたりたいと思います。

理事長 佐藤 遼

2. 事務所概要

法人名	監査法人ウィズ
理事長	佐藤 遼
設立	監査法人ウィズ 2022 年 1 月 4 日
所在地	東京都目黒区下目黒 1 丁目 8-1 アルコタワー 7 階
人員数	社員（パートナー） 6 名 非常勤職員 13 名 その他職員 1 名

監査クライアント	金融商品取引法監査・会社法監査	2 社
	その他の任意監査	1 社

(2025 年 7 月 31 日現在)

沿革

2022 年 1 月 東京都千代田区に設立

2022 年 9 月 東京都目黒区に移転

2024 年 9 月 公認会計士法第 34 条の 34 の 2 に定める上場会社等監査人名簿に登録

II. 経営管理の状況

1. 品質管理基盤

<品質管理に関する基本方針>

最高経営責任者である理事長が品質管理のシステムに関する最終的な責任を負うとともに、社員（パートナー）から品質管理担当責任者を1名選任し、監査業務の品質を合理的に確保するために、品質管理のシステムの整備及び運用を行うとともに、品質管理活動計画に基づいて必要な品質管理活動を行っております。

<職業倫理の遵守及び独立性の確保のための方針及び手続>

・ 職業倫理

当監査法人は、社員・職員が監査業務に関係する職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するための方針及び手続を定めるとともに、業務執行社員は、当監査法人の定める職業倫理の遵守に関する方針及び手続を遵守するとともに専門要員がこれを遵守していることを確かめています。

・ 独立性

当監査法人は、倫理規則等で定める独立性の規定を遵守することを合理的に確保するための方針及び手続を定めるとともに、全ての社員及び監査業務の従事者に対して、日本公認会計士協会の倫理委員会研究報告第1号「監査人の独立性チェックリスト」の提出を義務付け、独立性の遵守に関する抵触事項がないことの確認しております。

	2024年7月期	2025年7月期
確認書回答率	100%	100%
違反件数	0件	0件

・ 業務執行社員等のローテーション・ルール

当監査法人は、倫理規則等で定める監査業務の依頼人に対する担当者の長期関与の制限に関する規定を遵守することを合理的に確保するための方針及び手続（ローテーション・ルールを含む）を定めるとともに、監査契約の締結又は更新に当たっては、業務執行社員・審査担当社員・主要な監査補助者について、ローテーション・ルールに従ったローテーション計画を策定しております。

- ・公認会計士法上の「大会社等」に該当する被監査会社に係るローテーション・ルール

担当者区分	最長関与可能期間	クーリングオフ期間
筆頭業務執行社員	7会計期間	5会計期間
業務執行社員	7会計期間	2会計期間
みなし業務執行社員（注）	7会計期間	2会計期間
審査担当社員	7会計期間	3会計期間

（注）業務執行社員と同程度以上に実質的に関与していると認められる社員を意味します。

<契約の新規の締結及び更新の方針及び手続>

当監査法人は、顧客に対して提供する監査業務について合理的な監査品質の確保が可能であるかを予め判断するために、監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を定めています。

当監査法人の社員は、新たな監査契約の締結又は既存の監査契約の更新を行う場合には、経営者・監査役等とのコミュニケーション等を通じて、契約の締結又は更新の可否を判断するために必要な情報を入手し、監査契約の締結及び更新に伴う契約リスクを評価します。また、当該監査契約において、合理的な監査品質を確保した業務を提供するために必要な経験や知識を有する人的資源の時間の確保が可能であるかの確認も行います。

これらの検討の結果、合理的な監査品質の確保が可能であると判断して、社員会の審議・承認を得た上で、監査契約の新規の締結及び更新を行うこととなります。

なお、当監査法人は、公認会計士法第2項第2項の非監査証明業務を実施することがありますが、監査業務の顧客に対しては、非監査証明業務の同時提供は行わない方針であります。

<審査の方針及び手続>

当監査法人は、各監査チームが行った監査手続、監査上の重要な判断及び監査意見を客観的に評価するために、審査に関する方針及び手続を定めています。当該方針及び手続には、以下の事項が含まれます。

- ・ 審査の内容、実施時期及び範囲
- ・ 審査担当者の適格性・客観性
- ・ 審査の記録及び保存に関する事項
- ・ 審査が完了するまでは監査報告書を発行しないこと

当監査法人の監査業務に関する審査は、監査チームからの客観性及び深度ある適切な審査を行う適格性を有する社員を審査担当者として選任し、当該審査担当者は、監査チームが策定・実施した監査計画、監査手続、監査上の重要な判断及び監査意見の適切性を客観的に評価することとなります。

<専門的な見解の問合せ>

当監査法人は、専門性が高く、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない事項に関して、適切に専門的な見解の問合せを実施するとともに、その結論を適切に文書化するために、専門的な見解の問合せに関する方針及び手続を定めています。

当監査法人は、法律的な知識を要する事項や、会計に関する事項のうち高度の専門性を要する分野など、予め専門的な問合せが必要となると想定される領域について、その領域ごとに適切な問合せ先を事前に選定しております。

<品質管理のシステムの監視>

当監査法人は、品質管理のシステムに関するそれぞれの方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用されていることを合理的に確保するために、品質管理のシステムの監視に関するプロセスを定めております。当該プロセスには、品質管理システムを監視するために、品質管理担当責任者のもとで行われる完了した監査業務の検証及び日常的モニタリング活動を実施しています。

完了した監査業務の検証においては、一定の期間を検証のサイクルとし、一つの検証サイクルの中で、一人の業務執行社員に対して少なくとも一つの完了した監査業務が検証の対象として選定されます。

品質管理のシステムの監視に関するプロセスを通じて発見された不備や改善事項については、全ての社員及び職員に対して研修等により周知を徹底いたします。

<外部レビュー・検査等>

・日本公認会計士協会による品質管理レビュー

当監査法人は、日本公認会計士協会（JICPA）による品質管理レビューを受けております。直近の同協会による品質管理レビューの実施結果として、「重要な不備事項は見受けられなかった」旨が記載された品質管理レビュー報告書（2024年4月30日付）を受領しております。

・公認会計士・監査審査会による検査

当監査法人は、公認会計士・監査審査会による立入検査、及び当該検査の結果に基づく金融庁による行政処分を受けたことはありません。

2. 組織・ガバナンス基盤

<組織・ガバナンスに関する基本方針>

当監査法人の最高意思決定機関である社員総会をはじめ、日常の重要事項を決定する定例の社員会があり、当法人に関する意思決定を行っております。

また、当監査法人は、2024年7月より、「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）を導入するとともに、「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」を作成開示することにより、当監査法人の品質管理の状況を広くご説明するように努めております。

<社員総会>

公認会計士法に定められた事項その他の法人運営上の重要事項に関しては、社員（パートナー）が全員出席して開催する社員総会に基づき意思決定を行っております。年1回の定時社員総会以外にも、社員（パートナー）からの提案を受けて、適宜、臨時社員総会の招集及び開催を行い、意思決定を行っております。

<定例社員会>

業務執行上の重要事項については、社員（パートナー）が全員出席して開催する定例の社員会に基づき意思決定を行っております。同社員会は、当法人の社内規定に基づいて、原則として毎月1回開催される他、社員からの提案を受けて、適宜、召集・開催され、意思決定を行っております。

<理事長>

当監査法人の最高経営責任者である理事長は、社員会の決議により選任されます。当監査法人の各社員（パートナー）は、各自が代表権を有し、当監査法人の業務を執行する権限を有しますが、理事長は、当監査法人の最高経営責任者として対外的に表示されるとともに、品質管理システムに関する説明責任を含む最終的な責任を負う者であります。

＜独立性を有する第三者＞

当監査法人は、「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）の原則3に基づいて、「独立性を有する第三者」として、大手監査法人においてシニア・パートナーを歴任した公認会計士を顧問として迎え、社員総会及び定例の社員会に出席し、監査業務及び監査法人の運営についての知見を踏まえた客観的な立場から必要な助言を受けることにより、法人運営の健全化、その実効性の確保を図っています。

また、「独立性を有する第三者」についても、当監査法人に所属する公認会計士と同様に、当監査法人の監査クライアントに対する独立性が保持されていることを確認しております。

3. 人的基盤

<社員・職員の状況>

項目	2024年7月期	2025年7月期
社員（パートナー）	6名	6名
非常勤職員	7名	13名
合計	13名	19名
事務職員	1名	1名

（注）社員及び非常勤職員は、全て公認会計士の有資格者であります。

なお、非常勤職員のうち1名は、ITに関する専門知識を有しており、当監査法人が実施する監査業務において、ITに関する専門知識を必要とする業務を実施しております。

<基本方針>

当監査法人は、大手監査法人において監査業務に従事した5名で設立された設立3年目の小規模監査法人であります。現時点においては、これらの社員と非常勤の公認会計士が中心となり、監査業務を行っておりますが、今後の当監査法人の業務基盤を拡大すると同時に、高い監査品質を確保・維持していくためには、適切な知識・経験を有する人材を確保していくことが不可欠であると考えております。

<採用方針>

当監査法人の採用方針としては、社員等の人的関係に基づき、大手監査法人等において十分な監査業務の経験及び監査会計に関する十分な知識を有するものを中途採用することを基本とします。

<教育訓練>

当監査法人は、会計基準及び監査基準等の改正時の社内で知見・情報を共有するとともに、監査上のトピックや職業倫理・不正対応に関して、日本公認会計士協会の継続的能力開発制度（CPD）において受講すべき研修を指定することを通じて、社員・職員の公認会計士としての資質の維持・能力の向上を図ってまいります。

また、監査業務に従事する公認会計士を含む社員・職員については、日本公認会計士協会の継続的能力開発制度（CPD）の単位履修状況を監査法人として管理しており、年間必要単位数の取得義務を履行していない場合は、監査業務に従事させない方針を採用しています。

<人事評価>

社員（パートナー）の評価については、日本公認会計士協会の品質管理レビューなどの外部機関からの監査業務の評価結果（指摘事項の有無やその内容）、完了した監査業務の検証及び日常的モニタリング活動の結果に応じて、社員（パートナー）の業務評価に反映させ、監査業務の品質管理に重点を置いた人事評価を行うように努めております。

また、非常勤職員の人事評価は、当該職員が属する監査チームの業務執行社員が評価を行い、具体的には、監査調書の査閲や監査業務の現場における業務の実施状況の観察を通じて、当該職員の実施する監査業務の品質を評価し、人事評価に反映させております。

<兼業及び副業>

当監査法人は、社員（パートナー）について、各社員自らが公認会計士業務（監査証明業務を除く）その他の業務を兼業・副業として行うことを禁止しておりません。ただし、年間の事業計画・業務計画を策定し、各社員が当該計画に基づいて果たすべき職責を明示して、当監査法人における業務に支障のないように兼業・副業を行うように合意しております。

また、各社員自らが行う公認会計士業務（監査証明業務を除く）については、公認会計士法第 34 条の 14 第 2 項に基づいて、当該社員以外の社員の全員の承認を受けております。

4. IT 基盤

<基本方針>

IT テクノロジーが急速に発展している環境の中、当監査法人は、監査業務の有効性及び効率性を高める IT 技術の活用や情報セキュリティの確保するための取り組みを進めています。

<IT の取り組み>

セキュリティ対策を施したクラウドストレージでのデータ共有やコミュニケーションツール、グループウェアの導入等の IT 基盤の整備により、在宅勤務を含むリモート環境下でも法人内や監査チーム内の円滑な情報共有やコミュニケーションを可能としております。

<情報セキュリティ>

職業的専門家としての守秘義務を果たすため、情報漏洩のリスク及び情報の不正又は私的利用のリスク、IT の進歩、サイバーセキュリティ対策等に対応するために情報セキュリティ体制を構築し、運用しています。

監査法人の所属メンバー全員に対し情報セキュリティポリシーに適合した法人 PC を貸与し、情報流出防止ツールの導入や利用状況のモニタリング等により情報漏洩の防止に努めています。

5. 財務基盤

<財務数値・報酬依存度>

(単位：千円)

項目	2024年7月期	2025年7月期
監査業務収入	59,581	89,200
非監査業務収入	1,500	10,411
合計	61,081	99,611
最も報酬の高い被監査会社に対する報酬依存度	87 %	63 %

上記のとおり、特定の顧客に対する監査業務の報酬依存度が15%を超える状況となっております。当該状況により生じるおそれのある独立性の阻害要因については、日本公認会計士協会の「倫理規則」に従って、当該阻害要因を軽減するために以下のセーフガード（対応策）として、当監査法人の所属でない外部の公認会計士より「監査意見表明前のレビュー」を受けております。また、当該顧客の監査役等とは、報酬及び当該対応策について適時にコミュニケーションを行っております。

「倫理規則」は、上場企業等の社会的影響度の高い事業体である特定の顧客に対する監査業務の報酬依存度が15%を超える状況が5年連続する場合には、5年目の監査意見の表明後に監査人を辞任することを求めています。当監査法人は、新規顧客の獲得により業務基盤を拡大し、当該顧客の報酬依存度を低減するように努めてまいりますが、そのような対応によっても報酬依存度を15%以下とすることができない場合には、5年目の監査意見の表明後に監査人を辞任する予定です。また、状況によっては、他の監査法人との合併等により、当該顧客の報酬依存度を15%以下とすることも選択肢として検討していきます。

6. 国際対応基盤

当監査法人は、ネットワークファームには加盟していません。

また、2025年7月31日現在、当監査法人が行う主な監査業務は、上場会社2社、その他IPO準備の準金融商品取引法監査1社であります。いずれの監査業務においても、被監査会社等において重要な海外子会社等を有するものではなく、現時点においては、国際的な監査業務に対応するための体制の整備は不要であると判断しております。

当面は、日本国内における事業展開を中心とする国内企業の監査業務のみを行う方針であり、国際対応が必要な監査業務を行う予定はございませんが、既存の監査業務において、海外での事業展開の比重が重要なものとなり、また、国際対応が必要な監査業務を受嘱した場合には、必要な知識・経験を有する人材の確保、既存の社員・職員に対する研修、国際的な会計事務所との業務提携等により、必要な体制の整備を図ってまいります。

7. その他

＜通報制度の利用＞

当監査法人は、法令遵守の徹底や監査品質の確保に重大な支障をもたらす事由の把握のために、通報制度に関する規程を定めています。当該規程には、「監査ホットライン」（監査業務等に関する情報の受付窓口）に関する定めが含まれております。「監査ホットライン」は、当監査法人のホームページ上に設けられており、同ページを通じてアクセスすることができます。

当監査法人の通報制度や「監査ホットライン」を通じてもたらされた情報は、品質管理担当責任者等が通報制度に関する規程に基づいて適切に対処するとともに、必要に応じて定例社員会において報告され、情報の共有が図られます。

監査法人のガバナンス・コードの対応状況

原則	原則の内容 / 当監査法人の取組み
原則 1	<p>監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。</p> <p>【当監査法人の取組み】</p> <p>社員及び職員に対して当監査法人の基本方針の浸透を図り、最高経営責任者である理事長が社員会等を通じて組織としての方向性を明示し、それを受けて各社員（パートナー）は職能毎に業務を遂行しています。また、職員に対しては、業務執行者である社員を通じて、法人運営の方針などを各職員に対して、伝達やアナウンスを実施しております。</p> <p>当監査法人では、監査業務の品質を最優先することを基本的な方針としており、この方針を、専門要員の評価、報酬及び昇進等人事に関する方針及び手続に反映させています。</p>

指 針	当監査法人の取組み 該当箇所・頁	
1-1.	<p>監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。</p>	<p>P.1 監査事務所の最高責任者からのメッセージ P.6~7 組織・ガバナンスに関する基本方針</p>
1-2.	<p>監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。</p>	<p>P.1 監査事務所の最高責任者からのメッセージ</p>
1-3.	<p>監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。</p>	<p>P.1 監査事務所の最高責任者からのメッセージ P.9 人事評価</p>
1-4.	<p>監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。</p>	<p>P.1 監査事務所の最高責任者からのメッセージ P.8 教育訓練</p>
1-5.	<p>監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているか明らかにすべきである。</p>	<p>P.4 契約の新規の締結及び更新の方針及び手続 p.10 兼業及び副業</p>

指 針		当監査法人の取組み 該当箇所・頁
1-6.	<p>監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているのかを明らかにすべきである。</p>	P.12 国際対応基盤

原則	原則の内容 / 当監査法人の取組み
原則 2	<p>監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。</p> <p>【当監査法人の取組み】</p> <p>当監査法人では、最高意思決定機関である社員総会と、業務執行に関する意思決定を行う社員会があり、これらの意思決定に基づいて法人運営を行っています。それぞれの機関は、全ての社員（パートナー）により構成されます。当監査法人は、設立から間もない、小規模でかつ構成員の人数も多くはないことから、各社員による相互牽制を基本として、監査法人として適切な判断と対応ができるような法人運営を行っています。</p>

指 針	当監査法人の取組み 該当箇所・頁
2-1.	<p>監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。</p> <p>P. 6~7 組織・ガバナンスに関する基本方針、社員総会、定例社員会、独立性を有する第三者</p>
2-2.	<p>監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与 ○監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備 ○法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備 ○監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備 <p>P. 6~7 組織・ガバナンスに関する基本方針、社員総会、定例社員会、独立性を有する第三者</p> <p>P. 8 採用方針、教育訓練</p> <p>P. 9 人事評価</p> <p>P. 10 IT 基盤</p>
2-3.	<p>監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。</p> <p>P. 6~7 組織・ガバナンスに関する基本方針、社員総会、定例社員会、独立性を有する第三者</p>

原則	原則の内容 / 当監査法人の取組み
原則 3	<p>監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。</p> <p>【当監査法人の取組み】</p> <p>当法人は、当監査法人は、設立から間もない、小規模でかつ構成員の人数も多くはないことから、各構成員の業務内容に対して直接的な監督が可能な規模であります。また、全ての社員は社員総会・社員会への出席・討議を通じて経営に参画しており、これらにおける密なコミュニケーションを通じて、経営に対する適切な監督・評価が行われていると判断しています。</p> <p>また、監査法人の公益的な役割を果たす観点から、社員会における討議・相互牽制・監督に加えて、経営から独立した立場からの経営の実効性の監督・評価機能については、独立性を有する第三者として、大手監査法人においてシニア・パートナーを務めた実績のある公認会計士を招聘し、監査業務や監査法人の運営の知見を活用する方針であります。具体的には、①監査業務、②事業計画や品質管理の方針及び手続の策定、③監査契約に関する受嘱リスクの評価などに関しての助言を受け、経営の実効性を確保していきます。</p>

指 針		当監査法人の取組み 該当箇所・頁
3-1.	<p>監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。</p>	P. 6~7 組織・ガバナンスに関する基本方針、社員総会、定例社員会、独立性を有する第三者
3-2.	<p>監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。</p>	P. 7 独立性を有する第三者
3-3.	<p>監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○経営機能の実効性向上に資する助言・提言 ○組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ○経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 ○法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 ○内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 ○被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与 	P. 7 独立性を有する第三者

指 針		当監査法人の取組み 該当箇所・頁
3-4.	<p>監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。</p>	<p>P.6~7 社員総会、定例社員会、独立性を有する第三者</p>

原則	原則の内容 / 当監査法人の取組み
原則 4	<p>監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。</p> <p>【当監査法人の取組み】</p> <p>当監査法人では、定期的に全ての社員が出席する社員会を開催しており、監査業務の遂行状況や、監査業務の品質確保のための取組み状況について、意見交換や議論を積極的に行っております。また、人材については組織内の人材育成、評価及び報酬に係る方針を整備・運用しております。監査チームの編成に際しては、監査チームのメンバーの会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し有効に活用しております。</p>

指 針		当監査法人の取組み 該当箇所・頁
4-1.	<p>監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。</p>	P. 6~7 社員総会、定例社員会、独立性を有する第三者
4-2.	<p>監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。</p>	P. 8 教育訓練 P. 9 人事評価
4-3.	<p>監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること ○法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること ○法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること ○法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること 	P. 8 教育訓練 P. 9 人事評価

指 針		当監査法人の取組み 該当箇所・頁
4-4.	監査法人は、被監査会社の CEO・CFO 等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	P.4 契約の新規の締結及び更新の方針及び手続 P.6 組織・ガバナンスに関する基本方針、社員総会、定例社員会、独立性を有する第三者
4-5.	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。	P.13 通報制度

原則	原則の内容 / 当監査法人の取組み
原則 5	<p>監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。</p> <p>【当監査法人の取組み】 会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、品質管理のマネジメントに関する年次報告書において説明を行っています。また、当監査法人は、品質管理システムのモニタリングや監査業務の定期的検証を通じて監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価を実施します。当監査法人のこれらの取組みに関しては、公認会計士である独立性を有する第三者からも適切な助言を受け、その結果を活用してまいります。</p>

	指 針	当監査法人の取組み 該当箇所・頁
5-1.	<p>監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。</p>	本報告書
5-2.	<p>監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢 ○法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針 ○監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標（AQI：AuditQualityIndicator）又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報 ○監査法人における品質管理システムの状況 ○経営機関等の構成や役割 ○監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方 ○法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応 ○監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化に向けた対応状況（積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。） ○規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針 ○特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況 ○海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況 ○監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価 	<p>P. 1 監査事務所の最高責任者からのメッセージ</p> <p>P. 3 品質管理基盤</p> <p>P. 4 契約の新規の締結及び更新の方針及び手続</p> <p>P. 6~7 組織・ガバナンスに関する基本方針、社員総会、定例社員会、独立性を有する第三者</p> <p>P. 8 採用方針、教育訓練</p> <p>P. 9 人事評価</p> <p>P. 10 IT基盤</p> <p>P. 11 財務基盤</p> <p>P. 12 国際対応基盤</p>

指 針		当監査法人の取組み 該当箇所・頁
5-3.	<p>グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況 ○グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。） ○会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価 ○会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要 	P.12 国際対応基盤
5-4.	<p>監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。</p>	P.6~7 組織・ガバナンスに関する基本方針、独立性を有する第三者
5-5.	<p>監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。</p>	P.5 品質管理のシステムの監視 監査法人のガバナンス・コード
5-6.	<p>監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。</p>	本報告書 監査法人のガバナンス・コード